

# インヴェントウリ・リザーヴに関する吟味

高尾忠男

ま え が き

企業は総て生成発展すべく、経営活動の継続性の仮走という基本的な建前としての下に期間的な財務諸表が作成せられている。即ち、一般にいうところのゴウイング・コンサーンによって支えられているものである。永続的な経営であるがゆえに企業をとりかこむ経済事象のうごき、いわゆる経済波動・変動はある時点にながい期間休止することをしらず、ある程度の、範囲の大小という差異こそあれ価格の変動となつて現われているのが経済の流れという姿である。その経済の流れの中に発生するであらう貨幣価値変動時において、設定されるインヴェントウリ・リザーヴに関する問題を吟味せんとする。

周知のごとくインヴェントウリ・リザーヴ (inventory reserve) は棚卸資産に関して設けられるところの引当金 (準備金) である。このリザーヴは一般に、評価引当金、補充引当金、偶発損失準備金と、再評価準備積立金および税法上の価格変動準備金などのごとく概括的に分類されるのであるが、この小稿ではそれらのうち、もっぱら棚卸資産評価引当金 (valuation reserve) に主点を置いて吟味し、さらに関連的な価格変動準備金 (price fluctuation

reserve)をきわめて簡単にとりあげて、これらが貨幣価値変動時における（ここではその騰貴時に限定する）企業利益すなわち棚卸利益をめぐって発生する企業会計上の矛盾を、特に会計学上の利益測定と棚卸資産に関して検討を加えることによつていわゆるインヴェントウリ・リザーヴに関するところの問題を論ぜんとするにある。

## —

会計上の立場から、利益の如何なるものであるやについては、いろいろに一応は解されているところであるが、かの企業会計原則に示されているものにしたがえば、一会計期間に属する売上高と売上原価とを比較して売上総利益を計算し、これから一般管理費及び販売費を控除して、営業利益としており、さらに、純利益は、営業利益に営業外収益を加え、これから営業外費用を控除した金額を純利益としている。

いづれにしても会計学にいうところの利益は経済学または法律上よりする場合に比較して、いわば容易であるといえよう。なぜならば会計学にては如何なる科目も財産の三分類とされている資産、負債及び資本のいずれかに帰属するものであり、そして利益は資本に所属するためである。しかしながら「利益の決定ということにおいては会計上利益に関する諸問題の生ずるところである」<sup>(1)</sup>ことは一般にいっていうまでもないことである。

アメリカ会計学会のコミッテーターによれば<sup>(2)</sup> As traditionally measured, accounting net income expresses the excess of periodic revenue over the cost of the capital (resources) "consumed" in earning that revenue. 「伝統的に測定されたる会計上の純利益とは収益をあげる場合に、消費された“資本（資源）の原価を超えた期間的収益の超過額である」といっている。換言すると、これは利益測定の法則によれば、収益より損失

を減じたるものであり、この正確なる収益額と損失額との決定について幾多の困難なる支出科目の性質と、それぞれの金額を決定しなければならない。たとえば資本的支出 (capital expenditure) と収益的支出 (revenue expenditure)、減価償却、棚卸資産の決定等すべて利益に影響を及ぼすからである。

第一表  
(借方) 損益計算書 (貸方)

商品	15,000,000	売上	20,000,000
販賣費	1,400,000	棚卸商品	2,000,000
管理費	900,000		
利益	4,700,000		
	<u>22,000,000</u>		<u>22,000,000</u>

第二表

	原価	配分	
		費用	資産
商品……	¥ 15,000,000	¥ 13,000,000	¥ 2,000,000
販賣費……	1,400,000	1,400,000	
管理費……	900,000	900,000	
計	<u>¥ 17,300,000</u>	<u>¥ 15,300,000</u>	<u>¥ 2,000,000</u>

かかることはつまり、会計上の根本問題とされているうちでも、もつとも中心的部分であるところの、いわゆる正確な所得（ここではいうまでもなく課税所得ではなくして、それは企業利益である）を把握決定するための原則を明示しているものといえよう。それはすなわち、(イ)「原価評価による評価原則」(ロ)「所得と費用（原価）の配分原則」(ハ)「費用収益対応の原則」<sup>(3)</sup>等を意味しているものであるといえる。ここに、これらの原価評価原則、配分原則、対応原則と称せられる会計学にいう基本的原則を極めて大雑把な表をもととして示せば上記の如くでありかくて、第一表の損益計算に計上せられる内容を、さらに明瞭にするために、特に原価と配分、つまり費用と資産に分けたものとしてのものが第二表の示すところである。

すなわち、売上の二、〇〇〇万円という売上収益に対応するところの原価部分（一般的には費用と称せられる）は一、五三〇万円となり、そして、その差額の四七〇万円は、いうまでもなく純然たる企業利益である。これこそ収益に対応している原価を超える期間的売上収益の超過額なのであり、それはまさしく企業利益といわれるものにほかならない。しかし、この収益に対応する原価部分、つまり費用こそマッケンジ<sup>(4)</sup>教授も云っているごとく、それは、一会計期間にありて収益をあげるために費消されたる財貨または用役の金銭的原価（monetary cost）であるといえよう。

したがって、これらの結果われわれは、原価から費用を控除すれば、そこには当然の帰結として、資産が残存するということの意味を確定づけるものであって、これはつまり、原価中の費用を決定するということは、とりもなおさず同時に資産をも決定せしめてしまうということである。かくて、このことがはじめて原価配分原則に合致することとなり、いわば会計上における主要な原価配分に関する問題であるといわれる。

かくて上述せしところはペイトン教授の<sup>(5)</sup>いう、利益測定<sup>(5)</sup>の過程にはすべての消滅せし原価要素を収益にチャージして、きわめて有効（適切）なる証拠にもとずいてまだ経済的価値をもっている総ての要素を資産として繰越すということを含むしているのだといえよう。

けだし、この原価配分の基本は、いつにその数量および価格の決定にまたなければならぬ。近代会計においてもかかる費用を決定するための手段として、いわゆる数量計算としては継続記録法（perpetual inventory method）、棚卸計算法および逆計算法が認められているのであって、また価格計算としては個別法（identified cost method）

先入先出法 (first-in first-out method)、後入先出法 (last-in first-out method) および諸平均法 (average method と時価法 (market price method) 等が認められているのである。いうまでもなくこの量計算においても最も好ましいとされている方法は継続記録法と棚卸計算法との併用であり、これは今日、一般に適用されているところである。そして一方、価格計算におけるのぞましいとされている方法は個別法であるといえる。何故ならば「理想的にいつて会計利益の測定 (measurement of accounting profit) は特定単位としての製品の個別原価を、それにもとづく売上収益に正確に対応させることを含む」との見解をとるかのコミッテ<sup>(6)</sup>ーによって知ることができるのである。かように個別法は在庫品の流れを忠実に把握することができるものであるけれども、実務上としてはこの方法は大企業には無理であり、小規模の企業でも単価の相当大なところでないに適しないが故に、個別原価を収益に正確に対応せしめることが不可能であるというような条件である場合においては、原価を仮定した流れが個別原価対応に代わることができるのである。つまり先に述べた先入先出法以下の諸方法は特殊の場合にのみ例外的に用いることができる便宜的な方法であつて、いわば原価法に属するけれども一定の仮定の計算に立脚した方法であるといえよう。

およそ棚卸資産の原価配分は前掲第一・二表の商品にても明らかなくと費用額 (一、三〇〇万円) と資産額 (二〇〇万円) とに分別することで、そのいずれかの決定に因つて必然的に棚卸資産額は決定されるのである。換言すれば、棚卸資産の費用が確定されれば棚卸資産原価からその費用額を差引くことによつて期末棚卸資産額は当然決定されることとなる。しかしながら、もしこの棚卸資産中に簿記的という差損 (減価、変質及びこれに類する損失の事実) が実在するとすれば、それ等は当該棚卸資産の価額からさらに差引かなければならないか

くてこの場合における簿記の処理が直接法でなされずに間接法にもとずいて行われたときにはじめてインヴェン  
トゥリ・リザーヴなる勘定科目が貸方に設定されることとなるのである。ただしこのインヴェントゥアリ・リザー  
ヴは期中における貨幣価値変動時にありて発生する企業利益（棚卸資産利益）を除去せんとするものである。

- (1) 青木倫太郎博士著「会計学の理論と実際」五〇三頁。
- (2) Committee on Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements A.A.A., "Price Level Changes and Financial Statements" Supplementary Statement No. 2. The Accounting Review, October 1951.
- (3) 青木倫太郎博士稿「企業会計原則の一般原則について」産業経理第十四卷第九号
- (4) D. H. Mackenzie: The Fundamentals of Accounting, p. 16
- (5) W. A. Paton & W. A. Paton, JR.: Asset Accounting, p. 87-88
- (6) Committee on Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements A.A.A., "Inventory Pricing and Changes in Price Levels" Supplementary Statement No. 6, The Accounting Review, April 1954.

## 11

今日の企業会計においては、その利益測定の結果計算の大前提として「貨幣価値不変の仮定」の上に立脚せし  
めていることには異論はない。それは近代企業会計の全領域の流れの中に必要とされている記録、計算、整理、  
報告の総てが、いわゆる貨幣的尺度をもって表示されるに基因している。換言すれば、貨幣のもつ機能が絶対的  
に会計の流れにおいて不可欠な媒体であるという現実においては、企業をめぐる経済行為の経営成果計算の機構  
をして、如何ようにしてもそれらを客観的に損益分岐を明確に把握せんがためには共通的な尺度として必然的に、

そこには貨幣評価の意義が肯定されるからである。そして、ここに「貨幣価値不変の仮定」は、つまり、この貨幣評価の仮定を無視し、離れては企業会計における利益の測定は不可能を招来することとなり、何んとしてもその制約下におくよりほか方法がないのである。

それがためには、もつとも、企業会計の流れの中において主要な部分としての質的、量的の基準・尺度である貨幣単位が一定不変に維持されていることが要求される。すなわち、貨幣単位が安定していることが期待されるのである。これは多言するまでもなく、貨幣単位が極めて不安定であるとするならば、企業の経営活動中に発生せる取引の全部に関して、その質的、量的を測定把握するということはたちまち破綻を惹起し、必然的に不可能になるがゆえである。したがって、はじめに述べたごとく、企業会計にありては貨幣価値が不変であるという仮定を大前提とするものであつて、この安定したところの貨幣単位の建前のもとに会計の諸作用がそれぞれの機能を果し、会計理論が構成されているといえよう。

かくてこの貨幣価値不変の仮定という、いわば今日においては会計上の慣習 (accounting convention) とされているのであるが、これについてアメリカ会計学会のコミッテ<sup>(1)</sup>ーの意見では次の如くである。

「現在の企業会計 (corporate accounting) 上の慣習 (convention) の一つは、貨幣価値を無視するという仮定である。」すなわち上言せしごとく貨幣価値は不変であつて、一定したもの、との仮定に立脚する以上、企業会計においては少くとも貨幣価値が現実に変動を生じた場合、その測定されたる企業利益が問題となつてくる。<sup>(2)</sup>これによつて明らかなるごとく、市場の変動にもとづく価値変動発生の場合には、いわゆる慣習的会計 (貨幣価値不変

の仮定上）の結果、幾ばくかの企業利益の実現を見たとしても、貨幣価値変動時の上昇の場合に際しては、無利益に等しきこともあるであらうし、また極端な例としては逆に欠損となる場合もあるが、果してこれらはそのままでよいのであらうか、次に、さらに別言することにしよう。

しかし現実において相場は絶えまなく大なり小なり上下に変動を持續しているがゆえに、貨幣価値の一定不変ということはとうていありえないことである。したがって、それに相応して貨幣価値も変動してゆくのは当然である。物品の取得時には原価と時価とは一時的・瞬間的に合致しているのみであつて、問題はその時の価値が将来にも維持され、確保されるという保証がまったく存在しないということにあらう。かくて、この時の経過に依つて原価と価値はいずれにしても相違を来たし、特に原価要素は企業の期間損益計算に相對して留保される關係上、前にも一寸ふれたように企業利益は如何にすべきかというこれは重要なことである。

貨幣価値変動時において企業利益にあたえる影響は、いうまでもなく現代企業会計の領域中にありても極めて中心の問題とされているところである。

ケリー教授は、アカウンティング・リヴュー<sup>(3)</sup>においての「Can Corporate Income be Scientifically Ascertained?」「企業利益は科学的に確定できうるか?」なる論文は、問題の貨幣価値変動時における企業利益に関してもある程度の示唆を与えるものと考ええる。この論文中に、ケリー教授は云っている。「……どのような期間にありても企業利益の確定に関しては意見と見積とが企業の種類と資産の性質によつて、大なり小なり重大な役割を果すというのは事実である。」と述べられ、また貨幣価値変動と企業利益に関しては次のことき意見である。<sup>(4)</sup>

「……ドル価値の変動ということは歴史的原価の見地よりする貨幣的利益計算ではなくて、安定会計すなわち企

業の“経済上の”あるいは“本当の”利益計算の可能性、実践性という困難な問題を引起している。記録されたドルの原始購買力を顧慮することなくして、これらの記録せられたドル単位で利益を測定する現在の会計上の慣習は、ある場合には購買力の見地から不正確であるという利益確定に終り、さらに原始投下資本の事実上の消費を引起すということもあるということは疑うまでもない。」と、すくなくとも購買力または実質企業の資本維持の観点からは必然的にインフレイション（価値変動）の結果は、歴史的原価そのものについてそのまま収益に対応させるところの費用としては、まったく役立たぬものであり、きわめて不適切であることは認めるのである。詳言すれば、まず建物、機械などの固定資産について例をとってみるに、いうまでもなく費用としての減価償却費は、もつともその取得原価を基礎として会計処理されている。かくて、その減価償却費は過去における低価格（低水準）のときのいわゆる歴史的原価を基礎とするからには、収益をあげるための犠牲的価値としては如何にも少なく、小さく表現されるがために、どうしても費用としての正当性を欠除することとなるのである。このよ  
うなことは商品、原材料などの棚卸資産に関しても同様な意味をもつのである。それは在庫品中の商品に価格変動があれば、それが販売された時に、過去の低水準にて購入されたときの歴史的原価に拠って表示されるがゆえに、それは当然の産物として小さく、少なく表現されるわけである。しかしながら、「——歴史的原価の連けいより関係を断絶するとせば、現在なされているものよりもさらに大きな阻害となって混乱、各年での評価紛糾、そして記録ドル価値に対しての調整というパンドーラの函をあけるようなことになる、何故ならば、固定資産の歴史的原価にはじまる客観的測定は主観的測定という、いわば、ドル価値変動にもとずく現在価値の定期的評価によって減し去られて、それにとつて替えられることになるであらうからである。」と指摘されている。ともあ

れ、ケリー教授のこの意見は、まことに含みのあるものといえよう。貨幣価値変動における企業利益の測定に關しては一体、如何ように會計せらるべきであらうか。既述の如く歴史的原価にもとずいて測定された貨幣表示の企業利益は本当のものを示さない、ということについては、會計自身、もともと本当のものを考えながら貨幣的表示によって計算処理を行っているがために、貨幣価値の変動の影響をうけることによって両者間に差異を招来するは当然であらう。したがって、このように両者間の差異が発生する根本原因はとりもなおさず「価格水準の変動」によるは明らかである。

ここにおいて展開された歴史的原価をめぐる惹起するさまざまな問題は、とりもなおさず貨幣価値不変仮定にたつ大前提を失脚することによって、いわば価値不変の仮定が姿を消したとき企業利益の測定が再検討の段階に達するであらうし、またその問題解決に接近することとならう。すなわちこのことは、歴史的原価主義は貨幣価値不変の仮定に立脚されたる會計理論であるとするならばその前提がくつがえされたならば、取得原価（歴史的原価）主義そのものの適用量がせめられるか、変化の事態を招来して調整、修正ということが必然的に要求される。それは端的にいうならば、価格水準の変動という事態によって原価から価値の認識（recognition）、測定（measurement）へと転進してゆくことを意味し、これはまた、今日においても企業會計での分野における主要な課題であるといえよう。

以上において指摘されてきたところの本質的な価格変動時における企業利益に關する多くの矛盾はいわば棚卸資産の原価配分方法に伏在するものであると認められる。価格水準上昇の進展に應じては一般的に、期末棚卸資産は絶対的にインヴェントウリ・プロフィットを加味された結果となり、つまり企業利益そのものが過大的に表

示されることとなり、それは棚卸資産については何等の量的に変化なきにおいてさえ、いわゆるインフレイによる利益(仮想利益)の実現をみるのである。周知のごとくこの点、もし後入先出法にて期末棚卸を評価せんか価格変動から発生するインヴェントゥリ・プロフィットを除去し、減少させることとなり、逆にそれらを包含する余地がきわめて小さくなるのである。よって、われわれは後入出法に関して検討を加える。

- (1) Committee on Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements A.A.A., "Price Level Changes and Financial Statements" Supplementary Statement No. 2, The Accounting Review, October 1951.
- (2) この点を極めて幼稚的例をもつて説明すれば、某は手許現金三〇万円の金額をもって商品を仕入れ、これを三五万円で現金売上をしたとする。(但し商品原価以外には何等の費用を要しないものとし、また在庫品は一切なきものとする。)この場合、すなわち慣習的会計に準拠したときは明らかに五万円の企業利益が実現したことになる。某はその利益の五万円を如何に処分することも自由であり、可能であるが、市場相場の変動に出合い、始めの購入に要したる三〇万円の商品はもう三五万円でなければ同質、同量の商品が入手できないこととなった。即ち置換原価であるが、これが問題であろう。なぜならば慣習的会計によれば五万円の利益実現であるけれども、実質的には無利益に等しいからである。
- (3) A. C. Kelley: "Can Corporate Income be Scientifically Ascertained?", The Accounting Review, July 1951.
- (4) A. C. Kelley: Ibid.

### 三

近代会計の特徴としてのもつとも主要なものの一つは企業財務諸表のウエイトが貸借対照表中心としていた過去より、近時いちじるしく損益計算書中心へ、在来の財産計算より損益計算へと移行してきたことであること

れる、いわゆる動態会計観をとる立場であらう。棚卸資産における原価配分をめぐる問題が利益の測定という至上目標達成の段階にありて会計上の重要な課題とされていることは既述のごとくである。すなわち、期末棚卸資産の原価、評価、配分、対応の諸原則を離れては企業損益の測定といい、決定ということは成り立たない。しかして、棚卸資産の消費価格計算法としての種々の棚卸評価配分の中において最近とくに注目されてきているものに後入先出法 (Fifo) があり、その理由の一つとして、企業の財務諸表のもつ重点が静態観より動態観への転回にもとずくということが指摘される。アメリカにおいても一九三九年の歳入法 (Revenue Act) で承認されてからは、この後入先出法が格別に論議され、なかんづく戦後の物価騰貴の経済状況の変動時には大いに研究の対象とされていたようである。

後入先出法は、棚卸資産における消費価格計算法として適用するとき、それは特殊の場合においてのみ例外的に用いる、いわば便宜的方法であるということは、棚卸資産の原価配分の一方法として特に考慮されてきているがためであるとみられるにある。これはいずれの単価のものが払出されても後から取得した資産から払出されたものとしての仮定に立脚している。だから期末にもつとも近い単価のものが払出さるべき、棚卸資産の期末資産は、その払出された後の単価の資産が在庫しているものとして計算される。かくてこれによる時は最終の価格をもつたものが先ず庫出しされることになる。会計論的に換言すると、期末に近く取得された棚卸資産の原価部分が売上に賦課される費用となり、かくて期末棚卸資産は期首に近く取得された部分の原価から構成するがゆえに、棚卸部分は当期の費用の流れと無関係なような恰好になるわけである。それでインフレイションの場合には最初購入せし低い価格水準のものが在庫として残ることとなり、企業利益の減少、排除となるのである。もちろ

インフレインシヨンの場合は当然これと反対の効果現象があらわれる。

いづれにしても後入先出法によれば、上述せしところから明らかなるごとく期末に近く購入された棚卸資産の原価部分が売上原価として計上されるがゆえに、ほとんど同じ価格水準としての基盤において収益と費用との対応が見られて測定に導入せられることになる。このようにして導入されたる費用と収益の対応によつて、他のいゝろんな種類の棚卸評価方法よりも後入先出法を基礎とする評価法がもつとも適正な企業利益計算には好ましいものごとくされるに至つたのである。ただし貨幣価値の変動にもとづく一切の金銭の裏付のない棚卸資産における企業利益を排除することができるものとされているのである。それには手ばなしで肯定できるものではない、すなわち前提要件が要請されるのであつて、この要件を具備するということが必須として応ぜられなければならないのである。それはすくなくとも期首棚卸高と同量の棚卸資産を期末においても所有せしめることこの配慮が絶対に要求される場合にありてはじめてその期待にそうものであつて、また可能であるとするのである。つまり棚卸資産の期末在高につき、それを期首棚卸高以下には減少させないという配慮が必要であり要請されることを前提要件とするのである。

かように、もし後入先出法を適用するにあたり、上述せしごとく期首棚卸高と同量以下の資産を期末においても所有するとき、インフレイ期にありての特長は、なんといつてもその企業利益を原価法という、現在の会計学上においてもつとも權威ある地盤に根をおろしながら排除することができることであらう。このような棚卸資産利益 (Inventory Profit) を経済学的にみるならば「企業の主要な生産活動によるものではないのであり、それ故に国民所得の測定というごとき目的に対しては記録せられある利益から排除しなければならない」のであるとされ

うる。そしてまたこれを税務会計的観点からみると、課税所得から問題のインヴェントウリ・プロフィールをある程度排除するものとされている後入先出法は、いちおう合理的な評価法のものようであることとくされている。したがって、アメリカの歳入法で承認され税法上においてこの後入先出法が認められたときには「実践における後入先出法は納税者の比較的少ないグループにとっては、一つの租税軽減方策であることを立証した<sup>(2)</sup>」と云っているのをみても明らかである。

かかるがゆえに端的にいつて、後入先出法そのものは税の面において、すなわち、インフレイ時の課税所得を減少せしめるところとなるというのが、今日とりもなおさずアメリカにおいても広く採用されている理由であると考えられる。かくてこれを支持する理論としての「人為的な後入先出法は時価を当期収益に対応させることに「近づく方法」<sup>(3)</sup>であるとの観点に立脚してのことであって、これが「いちじるしく変動する価値水準の期間を通じて、ある人達に訴えるものを持っている」<sup>(4)</sup>ものであるが故であらう。

そもそも、わが国における後入先出法の支持者もおそらくこれらの観点より理解されているものと考えられる。しかしながら、既述のような後入先出法にも基本的には会計学理論上より精細に吟味するとすれば、ある弱点を有しているものと考えられるのである。それは「後入先出法を適用した場合は、まんがいちその記号に合うような手許にあつた棚卸資産のある提供されていた数量に影響を与える物価変動のみを中和する結果となる<sup>(5)</sup>」といわれること。さらにはその結果として「財務諸表における比較性というものはある程度までは破ぶられる<sup>(6)</sup>」とされていることなどである。簡単に要約するなれば、企業としては、少くとも後入先出法を適用するからには、各企業においてその準拠する時点に相異があるという場合にありては両者を比較して云々することは問題の存す

るところであり、またもし仮りに物価水準上昇時の始めに後入先出法を適用せんかその結果によって算出された棚卸資産はあまりにもかけ離れたごとく表示されるというにある。そして企業利益の決定に際して企業の恣意性によって左右せられる余地を与えることにもなる場合を考へられるおその生じうるのである。この点について「極端な場合は、期末のどたん場において、その期中に売上げされし総商品数量に相對するところの商品量を購入することができる、そしてかかる最終での瞬間に際して仕入られた後入先出法という人為的な流れでの仮定のもとにありては、あたかも過去十二箇月間にわたって現実に売上げられたところの商品であるかのように取扱われている」とをいわれているのをみても知ることができよう。

- (1) Richard Goode: The Corporation Income Tax, p. 169
- (2) Ibid. P. 168
- (3) Committee on Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements A.A.A., "Inventory Pricing and Changes in Price Levels" Supplementary Statement No. 6, The Accounting Review, April 1954.
- (4) Ibid. 参照
- (5) C. E. Johnson: "Inventory Valuation The Accountant's Achilles Heel", The Accounting Review, January 1954.
- (6) Ibid. 参照
- (7) A.A.A.: Ibid

#### 四

インヴェントゥリ・リザーヴ（棚卸資産引当金）に必要と考えられる関連的なことがらについてはすでに前各節において述べたところである。もともと、棚卸資産は通常、固定資産に比較してそれが企業内部に留止する期間は極めて短期日であるとともに、またその回転率はいちじるしく速いのであるから貨幣価値変動時における棚卸資産が企業会計（利益）に及ぼす影響度の割合は固定資産 (Fixed Assets) の場合よりも低い範囲でのものと考へられる。しかし価格変動時に完全に不可欠とされているインヴェントゥリ・リザーヴは、固定資産に対して行われる再評価引当金と同一の性格を有するものであつて、いわば棚卸資産評価引当金とも呼ばるべきものである。ただし、このインヴェントゥリ・リザーヴのうち、将来での価格下落損失に備えるためのものは一般的未決の偶発事項に關してのものであつて、しかも変化にとむ将来の不確実な損失に対するものであるから企業利益の決定に關係をもつてはならないとされている<sup>(1)</sup>。

そもそも、価格変動という現象は企業の好むと好まざるとにかかわらず、固定資産に比して非常にひんぱんに生ずる。アメリカ会計士協会のブレインによれば、棚卸資産の市場価格への調整、あるいは爾後引続き持続的に行われるべく発表せられた政策上の変化にしたがつて、“後入先出法”、或いはこれに相当する方法のような承認せられた基準への棚卸資産の修正と述べているごとく、企業の業種や、それぞれの特殊事情によつて或る程度の差異はみられるにしても価値変動の結果が棚卸資産を通じて企業利益に反映する期間純利益を過大評価する傾向に注意を払うべきであると同時に、これに対して幾分でも適正妥当な会計管理手続が考慮されなければならぬ。それは企業をして、事業年度における純利益の計上という経営本来の最終目標への到達まで終始一貫して適応される堅実な方法に準拠して、できうる限り公正に純利益を決定するだけの責任性というものは依然として

存在するのであり、また純利益を明確に財務諸類に表示する義務も同様に存在する限りにおいてはいうまでもない。

インヴェントゥリ・リザーヴ（この場合、棚卸資産評価引当金の意とし以下同じ）を会計処理上とくに要望せられる理論的根拠とされているところは、すでに前各節において論じたのであるからここでは要約的に云えば以下のごとくである。

すなわち、価格変動・価格水準不安定時における一般価格のデフレイ期に必ず発生する損失は、価格のインフレイ期にありては原価（購入価格）のまま、しかもかかるが故に将来に際しての価格下落に備えての引当金（準備金）は、いわば価格騰貴期においては当然この期の営業に対して課した評価損費によつて設定されねばならないということが焦点とされ来たつたところである。この種の引当金（準備金）に対する評価は、いうまでもなく将来の価格水準が如何なるものであるか、また、もし全般的価格下落が発生した場合においては、または発生するときには手許在高は如何ほどであるのか、なおまた最後に於いて企業上の損失は価格下落の度合によつて測定せられるのかどうか、このような問題に於いての推定を基礎として行われねばならない。

しかして、かかる推定の基礎は、あまりにも確定性を欠くものであると考えられるがゆえに、そこからひき出されたところの結論は、がいして明識ある判断というよりは不確実な推定であるように思われる。こういつた評価が当期の費用に課される場合、それは単なる推定を表わす金額が、合理的な正確度をもつて決定された他の金額と一緒にしてしまうのであるということなどが含まれる。

かくのごとき問題よりの観点からインヴェントウリ・リザーヴなるものを設けることが好ましいとして主張せられるところである。アメリカ会計士協会の委員会は、これらに関して卒直に次の三点

- (a) For possible future inventory losses on inventories not on hand or contracted for, or
- (b) without regard to any specific loss reasonably related to the operations of the current period, or
- (c) for the purpose of reducing inventories other than to a basis which is in accordance with generally accepted accounting principles.

(1) 手許にない棚卸資産ないし、契約済棚卸資産に関し、将来起る可能性のある棚卸資産評価損失のため、あるいは

(2) 当期の営業に正当に関与せる特別損費を考慮せずに、或は

(3) 一般に承認された会計原則に準拠した基準というよりはむしろ棚卸を調整する目的のために、<sup>(3)</sup>を指摘して主張している。

したがって、指摘されている三点のために設定せられるような、そのようなインヴェントウリ・リザーヴは、上述のような Reserve に関する Charges or Credits が、純利益の確定に算入されてはならないのであり、またそれは如何なる年度の損益勘定に対してもこれを除去する (relieve) ために用いられてはならないのである。というのがその意見であると考えられる。

さらに A・I・A の委員会は次のことをも主張されている<sup>(4)</sup>

前段に述べたタイプのリザーヴが、もし設定される場合には、(1) このリザーヴの設定が進んで利潤の分離、すなわち利潤を処分済剰余金 (appropriation of surplus) に繰入することによってなされねばならない、(2) 如何なる費用や損失もこのリザーヴに課してはならないし、このリザーヴの一部たりとも収益に戻し入れたり、どんなことがあつても当該年度の純利益確定に影響を及ぼすべく用いられてはならない、そして (3) このリザーヴがもはやまったく必要でないと考えられた時に、はじめて剰余金とすべきである。

しかしながら、他方あまり望ましいものではないけれども一応妥当なものとして承認しているものに次のようなものがある。即ち、(1) 完全な純利益でないということを決算が明確に示すところの損益計算書において報告された純利益の処分 (appropriation of net income) によつて、このようなりザーヴを設定するような、そして (2) 利益でないということのように明確に指示する方法で当期純利益を決定して後に、損益計算書の脚註に上記リザーヴのの当然の戻りを示すような二者択一会計処理 (alternative procedure)。

ところが、かかるアメリカ会計士協会のいうインヴェントゥリ・リザーヴに関し、ドール (Mr. Dohr) 氏は、(1) この報告において委員会のとつた見解は、棚卸資産会計の後入先出法に対する同委員会の賛同と矛盾する。(2) 委員会は問題のリザーヴを「不確定な推定」「単なる推量」「将来の」棚卸評価損失として特色づけているが、自分の意見ではこのことが論議の進展を妨げている。

また、ナイト (Mr. Knight) 氏は、現在進行中の価格インフレーションおよび過去の経験に基き必然的に続いている鞏固なデフレーションに対抗するには、今までの会計実務は明らかに不適當である。營業年度利益を均等化せんとして気まぐれに設定されたりリザーヴは明らかに非難されねばならない、しかも無制限に設定される棚

卸評価益が実際には決してものにならないという確信を無視してまで、企業が会計原則に基き強制的にこの評価益を報告してはならないということも同じく自明のことである。

また企業はかかる利益を算定する唯一の方法として、後入先出法を強制的に採用させられてはならない。このように価格騰貴状態が異常なものである時には、善意から又、形式に対する技術的執着よりはむしろ実質に対する現実的考慮から行われた企業判断を客観的に判断するに際し、賢明な寛容心が必要とされる。<sup>(6)</sup>

かくのごときインヴェントゥリ・リザーヴに対する見解については、われわれもまた同様の考えをもつのである。けれども企業利益を測定する唯一の方法として採用せられてはならないということに関しては問題があるように思われる。もちろん、後入先出法が貨幣価値変動時における企業利益の決定にありて絶対的なものであるとはわれわれは云っていないが、それはどこまでも便宜的な方法であるという観点において、他の評価方法よりは望ましいとしていたのである。

いずれにしてもこの方法の採用は、たしかに Current Cost を Current Revenues に対応させることに近くこととなるが、つまり経済学的な当該時弗建企業利潤に近づくのであり、近づくのであつていわゆる完全にそのものとなるのではない。このことはアメリカにおいても、一九三八年に連邦所得税測定のため後入先出法を採用することが一部業者に認められ、翌三九年には全業者に拡大されたといわれている<sup>(6)</sup>。そしてまた、後入先出法の使用にもかかわらず、商務省は一九三九年から一九四八年の十箇年における全企業会社の棚卸資産利益は二〇〇億ドルと見積っている<sup>(7)</sup>。ということであることから、いわゆる近づくのであるということが理解できるであら

う。これらの意味をよく類推吟味してゆくならばそれがインヴェントゥリ・リザーヴにおける後入先出法は当該時弗建企業利潤に接近する、近づぐ、一つの方法であるとしてもその弱点を無視できるほど妥当な方法ではないように思えるのである。

わが税法のいう価格変動準備金 (price fluctuation reserve) そのものは、会計学の通説が認めている低価法による評価額以下に実質評価額を引下げることとなるのであるから、どちらかというとその性格は利益剰余金に属するもののように考えられている。

しかしながら、わが国にはじめて設定された昭和二六年におけるこの価格価動準備金 (以下単にリザーヴという) 制度の必要性は将来の価格変動に対するところの不安を除去するためのものであるごとく思われた。即ち棚卸資産 (有価証券をも含むのであるが本稿では一応考えないものとする) の時価が決算時に帳簿価額より低落している場合、換言すれば、現在の帳簿価格の時価接近を防止するという役割よりもむしろ将来の価格変動における危惧感を一掃せんがためのごとく考える。それは評価切下のための設定した準備金はその財産勘定に対する評価勘定又は控除勘定であることは異論のないところであるが、将来の価格の下落に関する準備として設定された準備金については問題が生ずる。何故ならばこのリザーヴを適用することによつて、将来不測の価格低落による経営の破綻を防止しようとするものでなくてはならないのであり、棚卸資産が評価上において、時価に比較して一割程度の余裕があるとすると、将来かかる不安はある程度緩和されるのではないかという論があるかも知れないが、これは反対に現在の時価に比較して一割前後の余裕を有たないような、かかる棚卸資産を所有すると

ころの企業が果して、決算時においてリザーヴ勘定に繰入れるとき余裕をもっているであろうかという点である。それと価格騰貴の場合には、これを設けることの点に関して考慮されていないようであるが、果してそれはそのままよいであらうか。即ちこのリザーヴ制度は下落時に際して発生する損失はこれを減少するのであれば、その逆の価格騰貴時に生ずる場合の利益も棚卸資産の評価方法に則り、正確なる評価の結果算出されたものであるとするならばその準備金を増加すべきでなからうか。

ところが、昭和二九年三月の改正においては、上述せしように、企業の立場からすれば時価が昂騰し利益が生ずる場合においてリザーヴを積立て、時価が低下し利益が生じないときにおいて既往のリザーヴで補填するということが望ましいわけであるという点が特に考慮され、価格変動準備金制度自体が合理化されたのである。けれども、自家生産にかかる棚卸資産の時価の場合、販売価額を基礎としてのみ計算しないで場合によっては原材料価額を基礎として積み重ね計算することができかどうか、企業が原価計算を行っていた場合にはその価額によることができるか否かなどこの時価の判定算出についての点である。

そもそも、このリザーヴ（価格変動準備金）はいうまでもなく毎期洗替の準備金であるという限りにおいては、棚卸資産等の評価勘定の構造をとっているが、その対象とする価格変動損失が将来発生するかもしれない偶発損失であること、その繰入限度額が時価のみならず簿価の一定割合減までの金額となっていること等を考えれば、このリザーヴの性格はいわゆる偶発損失準備金であり、税制上の特別措置であるといわざるを得ないところである。かくて、かような点から企業会計上の保守主義の原則（Principle of conservation）の立場をとつても、始めに述べたごとく、損金性のない単なる利益留保のためのリザーヴとみられているところである。したがって、今日

のプライス・フラクテュエーション・リザーヴは、かような性格をもち、また現行税制上その合理的存在理由がはなはだ乏しいと認められるのみならず、その利用状況は制度の趣旨にそつたものではなく全く企業の利益調節の手段とされているというのが現実の姿のごとくである。

そこで企業の租税負担が一般的に軽減されるに及んで漸次この制度を縮少し、いずれの日にか整理さるべきものと思われるが、昭和三二年において再び改正されるところとなり、とりあえずの措置として新たに所得制限<sup>(8)</sup>設けられると共に繰入限度額<sup>(9)</sup>が二パーセント方縮小が図られた。これがいうところのプライス・フラクテュエーション・リザーヴである。

以上によつて一応あきらかなごとく、これも会計の観点からいふならば期末棚卸資産が時価および原価のいづれよりも低く評価される結果となつてゐる。すなわち、会計学における通説としての低価法はその理論的根拠が薄弱である関係上、適用についてはある程度疑問が存するのであるけれども、いわゆる保守主義の建前からその適正性を主張し一般に実践せられてゐる。けだしこのプライス・フラクテュエーション・リザーヴのように、時価および原価の中、そのどちらかよりもさらに低く評価することは、いわば超保守主義とも云わるべきものであつて通常は認められてゐないところである。なおこのようなりザーヴは前に述べたごとく毎期洗替を要求してゐる点を考慮すれば、企業にとりては毎期同量の棚卸資産を所有してゐることとなり、従つて価格変動がなかつたという根本的な場合を想定する場合、かかるリザーヴを利用したる事業年度においてのみ不当に企業利益を減少させることとなつてくる。これは企業会計にいうところの期間計算の利益把握の正当性を打破することになり、その上、会計の比較性を困難にし無意ならしむる事態を招来する結果となる。これはいつに企業財務諸表の明瞭

性の原則を阻害し、その当然の帰結としてその企業をめぐる利害関係者をして財務諸表に対する正常な判断を誤らしめるといふきわめて大きな弊害を包括していることになるのである。

- (1) A.I.A.: Accounting Research Bulletins, No. 28, "Accounting Treatment of General Purpose Contingency Reserves."
- (2) A.I.A.: Ibid, No. 31, "Inventory Reserves."
- (3) (4) (5) A.I.A.: Ibid, No. 31 参照
- (6) Richard Goode: The Corporation Income Tax, p. 169
- (7) Ibid, p. 170
- (8) 所得制限の設定理由はすなわち価格変動準備金制度が、棚卸資産などの価格の低落による損失をカバーするために好況時にこれを積立て、不況時においてはこれを取崩して損益の平準化を図るといふ趣旨にそつた適用がなされずに、たんなる企業の利益調節手段とされ、ときにはこのリザーブを積立てて税法上の欠損金を増大させて、既納の税金の還付を受けるといふ弊害すら見受けられるに至つたので、今回の改正において、設定されたものである。つまり、規定の繰入さるべき算出合計額と、当該事業年度の基準所得金額との何れが少ない金額とし、価格変動準備金を積んだ結果、逆に欠損金が出ることになるとき、また前五年以内の繰越欠損金を有しながら、之を積立てるといふような弊害を防止したのである。
- (9) 改正後の各事業年度における価格変動準備金勘定への繰入限度額は(棚卸資産の場合のみとして)は次のとおりである。
  - (1) 後入先出法により評価する棚卸資産は、期末の帳簿価格から時価の百分の九二相当額を控除した金額
  - (2) 後入先出法以外の方法により評価する棚卸資産は、期末の帳簿価格から時価または帳簿価格の何れか低い金額の百分の九二相当額を控除した金額